

訪問看護ステーションここな運営規定等、サービス体制の表示

I.事業の目的

株式会社夢叶プランニングが設置する、訪問看護ステーションここな（一元的に管理を行う〔訪問看護ステーションここなサテライト和泉〕を含む）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

II.従業者について

- ① 管理者 看護師 1 名（常勤職員、看護職員と兼務）
- ② 看護職員 2.5 名以上 看護師 15 名（常勤職員 9 名、非常勤職員 6 名）
- ③ 理学療法士 7 名（常勤職員 7 名）
- ④ 作業療法士 2 名（非常勤職員 2 名）
- ⑤ 言語聴覚士 1 名（非常勤職員 1 名）
- ⑥ 事務職員兼看護補助者（常勤職員 3 名）

III.営業日、営業時間、通常の事業の実施区域について

- ① 営業日：月曜日から土曜日（日曜日、8 月 13 日から 8 月 15 日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く）
- ② 営業時間：月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時
土曜日 午前 9 時から午後 1 時

※但し、上記の営業日、時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

- ③通常の事業の実施区域 泉佐野市、泉南市、岸和田市、貝塚市、和泉市、泉大津市、高石

市、堺市西区、堺市堺区、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町

IV.利用料等について

- ① 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）によるもの、又は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 127 号）によるものとする。

② 交通費

- (1) 通常の事業の実施区域内 無料
- (2) 通常の事業の実施区域外 一律 300 円

③ 領収明細書等について

前項の利用料の支払いを受けたときは、領収書及び明細書として受領日を記載しそれぞれの利用サービス内容のわかる項目を記載し、利用者に交付することとする。

④ 保険外負担について

- ・死後の処置（エンゼルケア） 10,000 円
- ・訪問看護ステーションここなでは、医療保険・介護保険による訪問看護サービスのほか、ご利用者様やご家族様のご希望に応じて、保険適用外となるサービスを提供する場合があります。

保険外（自費）サービス料金

ご利用時間	料金（税込）
-------	--------

30 分まで	5,500 円
--------	---------

60 分まで 11,000 円

90 分まで 16,500 円

以降 30 分ごと 5,500 円加算

※30 分を基本単位として算定いたします。また、保険適用外の自費サービスをご利用になる場合には交通費、公共交通機関の利用料、駐車料、施設入場料等の実費負担が発生する場合があります。

V.施設基準及び加算等について

当訪問看護ステーションここなは、以下について届出要件を満たしているため、近畿厚生局に届出をしています。（医療保険適用サービス）

- ・精神科訪問看護基本療養費（訪看 10）
- ・24 時間対応体制加算Ⅰ（訪看 23）
- ・特別管理加算（訪看 25）
- ・精神科複数回訪問加算（訪看 27）
- ・精神科重症患者支援管理連携加算（訪看 28）
- ・訪問看護医療 DX 情報活用加算（訪看 34）
- ・訪問看護医療情報連携加算（訪看 35）（※連携機関名は別途記載）
- ・訪問看護遠隔診療補助料（訪看 37）
- ・訪問看護管理療養費 1（訪看 40）
- ・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（訪ベⅠ 1）

VI.介護給付費算定に係る体制状況について（居宅サービス）

当訪問看護ステーションここなは、以下について届出要件を満たしているため、泉佐野市広域福祉課に届出をしています。（訪問看護・介護予防訪問看護）

- ・地域区分 6 級地

- ・高齢者虐待防止措置実施の有無 基準型
- ・業務継続計画策定の有無 基準型
- ・緊急時訪問看護加算 加算Ⅰ（訪問看護）
- ・緊急時介護予防訪問看護加算 加算Ⅰ（介護予防訪問看護）
- ・特別管理体制 対応可
- ・ターミナルケア体制 あり
- ・口腔連携強化加算 あり
- ・サービス提供体制強化加算 加算Ⅱ
- ・介護職員等処遇改善加算 あり

※訪問看護ステーションここなは、ケアプランデータ連携システムを導入し、多職種との連携を図っています。

VII.緊急時の対応及び事故発生時の対応について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。これに伴い賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

※保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 あんしん総合保険

VIII.サービス提供に関する相談、苦情について

（１） 当事者の相談、苦情の受付は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（責任者）

管理者	竹下 みちよ
受付時間	月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 5 時（土曜日は午後 1 時迄）
連絡先	TEL 072-458-7730

苦情内容によっては行政窓口を紹介する。

IX.虐待の防止について

株式会社夢叶プランニングの運営する訪問看護ステーションここなは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１） 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・看護師 竹下 みちよ
-------------	----------------

- （２） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- （３） 虐待防止のための指針の整備をしています。

- （４） 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- （５） サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

X.訪問看護医療情報連携加算の連携先

1. MCS（Medical Care Station）

- ・医療法人喜和会島田診療所
- ・にしはらホームメディカルクリニック
- ・医療法人蒼泉会上仁上田クリニック
- ・医療法人紀泉会いしもとクリニック
- ・医療法人宮前医院

- ・医療法人つながるいとうまもる診療所
- ・ケアプランサービスユニオン
- ・介護サポートかるむ
- ・あんず薬局
- ・福祉用具貸与販売いずみ

2. LINE WORKS

- ・医療法人爽倫会あいむホームケアクリニック
- ・平松診療所
- ・山本保険薬局（吉見店）
- ・ケアプランセンターねがい
- ・栄公ケアプランセンター
- ・さのケンコー薬局
- ・ブレスト貝塚
- ・相談支援ここゆめ
- ・清風苑泉佐野
- ・訪問看護ステーションてとてと
- ・ケアプランしえる
- ・わらや訪問介護ステーション
- ・ケアプランセンタープラスワン泉南
- ・訪問介護事業所まき
- ・ケアプランセンター開夢
- ・あいわ園ケアプランセンター阪南
- ・エルダーケア泉佐野ケアプランセンター

- ・いなほ訪問看護ステーション
- ・居宅介護支援事業フィオーレ南海
- ・訪問介護ステーションココナッツ
- ・居宅介護支援事業なでしこりんくう岡田
- ・コリオン訪問看護ステーション泉佐野
- ・サンガーデン介護相談センター
- ・医療法人若泉会まつわかクリニック
- ・おおきに薬局
- ・デイサービスこえみ

XI. 介護保険（介護予防）使用及び医療保険使用時における料金表については別途記載。